

平成23年度第8回社会福祉審議会「福祉施策のあり方検討専門分科会」摘録

日 時：平成23年12月19日（月）19時～21時

場 所：ホテルルビノ京都堀川「加茂の間」

出席委員：奥山茂彦委員，源野勝敏委員，菅原幸子委員，関川芳孝委員，仙田富久委員，
樋口文昭委員，宮本義信委員，矢島里美委員，山手重信委員

欠席委員：岡本義則委員，西晴行委員，村井信夫委員

— 開会 —

【事務局】

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、平成23年度の第8回、前年度から数えまして14回目の福祉施策のあり方検討専門分科会を始めさせていただきます。

昨年度の8月から始まりました本分科会でございますが、いよいよ今回の分科会が「市営保育所の今後のあり方」を御議論いただく最終でございます。皆様方におかれましては大変御多忙の中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の出欠でございますが、岡本委員，西委員及び村井委員におかれましては、御都合がつかず、欠席との御連絡をいただいております。

続きまして、資料のご確認をお願いいたします。「市営保育所の今後のあり方について（最終意見）（案）」でございます。

それでは、宮本会長，議事の進行をお願いいたします。

【宮本会長】

それでは、以後、私の方で議論を進行いたしますので御協力をお願いいたします。

前回の会議では、市営保育所の今後のあり方につきまして、最終意見としてのまとめに向けた検討ということで、委員の皆様から様々な御意見をいただき、議論を深めるとともに、文章全体の確認も行っていました。

そこで、本日の審議が最終となることから、これまで委員の皆様から様々な御意見をいただき、また、確認を行っていました「市営保育所の今後のあり方について（最終意見）（案）」につきまして、前回の議論を踏まえて、修正を行った点を確認するとともに、文章全体の最終確認を行ってまいりたいと思います。そして、その後、委員の皆様から、本分科会を通じての御意見，御感想などを賜ればと考えております。

それでは、前回の会議での議論を踏まえまして、事務局の方で「市営保育所の今後のあ

り方について（最終意見）（案）」として、前回の資料に修正・追加した資料を作成しておりますので、これにつきましての説明も受けたうえで、具体的な議論に入っていきたいと思っております。事務局から説明の方よろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、お手元の「市営保育所の今後のあり方について（最終意見）（案）」につきまして御説明させていただきます。

本資料につきましては、前回の分科会におきまして委員の皆様から御発言のありました御意見を踏まえまして、修正を行い、「最終意見」の案としてまとめたものでございます。

今回、修正等を行いました部分につきまして、下線及び取り消し線を引いておりますので修正等を行いました主な点につきまして御説明させていただきます。

資料をお開きいただきまして10ページを御覧ください。中段の「1保育内容について」の最後の部分でございますが、前回の委員の御意見を踏まえまして、「民間保育園と同じく積極的に第三者評価を受審していく必要がある」との表現を「民間保育園と共に積極的に第三者評価を受審していくことが望ましい」と修正するとともに、第三者評価の脚注を追加しております。

続きまして、11ページをご覧ください。中段部分「3障害のある入所児童への対応について」の部分でございますが、前回の委員からの御意見を踏まえまして、文節の入れ替えを行っております。

14ページをご覧ください。脚注の2つ目でございますが、前回の委員からの民間保育園への移管との表現についての御意見を踏まえまして、脚注として文章を追加しておりますので、そのまま読み上げさせていただきます。「本分科会としては、京都市内において、認可保育所の運営に現在携わる社会福祉法人等への市営保育所の移管を念頭におき、こうした文言を使っている（以下同じ。）」

続きまして、16ページの中頃の4段落目の部分でございますが、前回の委員からの御意見を踏まえまして、文章を修正しております。修正後の文章をそのまま読み上げさせていただきます。「こうした中で、特に、16箇所市の市営保育所で実施している地域子育て支援拠点事業については、福祉事務所や保健センターと市営保育所が連携した一体的支援を充実する観点から、福祉事務所の子ども支援センターのバックアップや体制の充実などに、その積極的な活用を進める必要がある。このため、地域子育て支援拠点事業は、市営保育所が設置されていない行政区があることを踏まえた、市内のバランスのとれた実施箇所への改善やその実施体制の変更を図ることを含めて、今後の事業のあり方を検討し、実施すべきである。」

続きまして、次のページをご覧ください。先ほど御説明させていただきました、「民間保

育園への移管」の意味と同様の意味で使用している部分につきまして、文言の方を修正し、「民間保育園への移管」との文言に統一しております。

20ページをご覧ください。参考資料といたしまして、本分科会委員として御就任いただきました委員皆様の名簿を追加しております。また、次の21ページから22ページまでにかけて、これまでの本分科会におきます審議経過の概略を追加しております。

「市営保育所の今後のあり方について（最終意見）」の（案）につきましての説明は以上でございます。

【宮本会長】

ありがとうございました。

それでは、事務局から説明がございました、「市営保育所の今後のあり方について（最終意見）（案）」としてまとめるにあたり、今回修正が行われた箇所を中心に議論を行い、その後、文章全体の確認の方も行っていきたくと思いますが、最終の審議会ですのでどう修正するのかという提言も含めましてお願いします。

【委員】

文言の点につきまして提案したいと思います。「障害のある入所児童への対応について」は何箇所か記載があり、11ページの表題は障害のある入所児童への対応となっているのですが、入所されているお子さんに対する対応というよりも、受け入れのことがたくさん書いてあるように思います。受け入れと入所児童との対応がどう違うか詳しくは分かりませんが、ここはもう少し広い意味で障害のある児童の入所への対応とする方がよく分かるのではないかと思います。

また、15ページ上から2行目に「現状の保育サービスの提供体制を見直し、…積極的に活用することも重要である。」という表現になっております。この「も」については、「何々が重要だ」ということが前に書いてあって、後に「これも」という時に使うものですが、前の方を読んでも「何々が重要である」ということが、文言としては書いていない。「…積極的に活用することが重要である。」とすべきではないかと思います。文言についてはそのように思いました。

【宮本会長】

まず、11ページについては小見出しの箇所の修正ということでしょうか。もう一度説明をお願いします。

【委員】

11ページについては、本文の中には受け入れという言葉がよく出てくるのですが、受け

入れをしていく態勢とかそういうことも含めて広く見ているのではないか、他の委員の御意見も同じであったと思いますので、より適切に見出しを「障害のある児童の入所への対応について」とする方がより分かりやすいのではないかと思ったのです。

【宮本会長】

まず、「障害のある児童の入所への対応について」とする修正、もう一つは15ページの上から2行目の「子育て支援サービスの充実に積極的に活用することが重要である。」の「も」を「が」に修正するという御提案です。この点については、いかがでしょうか。

【事務局】

少しだけ補足をさせていただきますと、過去の御議論の中で障害のある子供たちの対応について、入所児童に対しての問題ともう一つそうではない、広く子供たちへの中でも分けて議論をされるということでありました。これは別に障害がある子供ばかりではなく、虐待を受けた子供さん、あるいは気になる子供さんということでも同じことが言えましたので、一時入所という言葉を入れて表現してきた。確かに書かれていることは、数としてどれだけ多く受けているということとは書かれていますが、議論の中ではどういう取組をされるかについても、それぞれ各委員から言及されていたのではと思いますので、入所をどれだけ受け入れるかだけではないかなと思います。

【委員】

特に前半の1つ点目の件で、固執するわけではないのですが、委員会としてこの見出しにすると、民間、市営を問わず現に保育所に入所している子供に限るようなので、保育に欠けている状態にあるお子さんに対してはどうなのかという広い意味で、論議がされたように思えないと思ったためです。中身はこのままでいいですけど、そういう印象を受けたのです。ずっと前からこの表現になっている点ではあるのですが、つい改めて読み返すところ思いました。皆さんのご意見がいただけましたら。

【宮本会長】

この箇所につきまして、もし委員から御意見がありましたら。

【委員】

しばらく考えさせて下さい。

【委員】

16ページの中頃に16箇所が実施している子育て支援拠点事業という項目があり、民間園にも積極的に取組を委ねていくことを検討すべきであるということが次ページにかけ

て書かれていますが、私どもはこの表現が物足りなく感じております。というのも、現在の保育指針においては、保育園の社会的責任が新たに項目に入っており、私どもは社会的責任を果たして行かなければならない。当然保育をすることが社会的責任を果たしていくことに繋がるのですけれど、在園児とか保護者の支援に留まっていますが、地域の未就園児やその保護者の支援にも積極的に関与していきなさいと努力目標として示されています。

民間園227箇所全てが支援事業に関わりたいと考えているかどうかは分かりませんが、地域の需要があればアウトリーチ型の事業として取り組んでいきたいと希望する民間園は多いと感じております。

こういった事業は京都市のポイント制の項目でも入っていますが、しかしながら、現状、民間園では執行体制を取ることは難しく、担当職員にも余裕がない。ただ、民間園には227箇所のネットワークがあり、それを活用し拠点事業の一翼を担うことができれば、現在の市営中心の16箇所の子育て支援拠点事業の内容もより充実したものになると思います。受け入れ窓口が多ければ多いほどよいわけでありまして、民間園の受け入れ支援体制を逆に市の方に作っていただくことをお願いしたい。民間保育園の取組に委ねていくことも検討すべきであるという表現になっているのですが、もう少し踏み込んだ文面を希望します。

【宮本会長】

拠点事業を担う民間保育園の条件として踏み込む場合、具体的にはどのように文言を修正していくのか。むしろ全体を通してのご意見ですか。

【委員】

全体を通しての意見です。

【宮本会長】

その他の意見等がございましたら。

【委員】

1点、16ページで修正をお願いしたい箇所がございます。「こうした中で」と表現されている箇所ですけれども、地域子育て支援事業の中では、市営保育所の福祉事務所のことも支援センターのバックアップということについて、具体的に記入していただきありがとうございます。主旨が事務局の考えと私の考えが合致していたと確認できました。

この後の「バックアップや体制の充実」の部分ですが、単なる例示や、あるいはバックアップと体制の充実のいずれかとも読めます。しかし、私の考えはどちらもしていかなければならないことだと思っていますので、「バックアップ及び体制の充実」の方が望ましいように思います。そして、主旨とすればバックアップすることにより、体制の充実を図る

ということが主旨であります。そのような形で変えていただくか、あるいは「及び」としていただくか、いずれかに修正していただけると幸いです。

【宮本会長】

確認をさせていただきますと「バックアップや」のところを「及び」もしくは、「バックアップすることにより、体制の充実を図る等」ですね。一通り確認を終えた段階で事務局から修正の箇所を読み上げていただいて最終確認をさせていただこうと思います。今の件についてはいかがでしょうか。

【事務局】

委員の御指摘について、「または」という意味では使っておりません。それもあるし、これもあるという意味で使っております。両方あってもよいと思います。ちなみに「等に」と付けておりますのは、これは決して福祉事務所だけではなく、保健センターとの連携もあるだろうということで、これは「等」を付けさせていただいております。

【宮本会長】

そうしますと、今の委員の御提案通りでよろしいですね。

【委員】

15ページの上の方に、「これにより生まれてくる財源」とありますが、今、市内に点在して放置されている土地活用についても財源として入れてほしいと思います。財源は京都市のほうで把握していると思いますが、その中でまだ眠っている状態にある分を掘り起こしてという意味であります。

【宮本会長】

かなり土地等に特化した提案ということではありますが、このことについて事務局はどうでしょうか。

【事務局】

土地の活用という点で申し上げますと、少なくともこの場で御披露していただいたお話の中での民間保育園への移管という際には、当然、移管前、移管後も土地は変わらずあるということですので、基本的にその土地を活用いただくという点で売却を想定することは難しいと思います。ただ、確かに一部使われていない売却可能な分はないわけではないのですが、現在、市営保育所として運営している中では思い当たるものはないという状況です。

【委員】

可能であるものを活かしていく方向に向けて極力頑張ってもらいたいと思います。そういうものも活用してほしいという願いであります。

【宮本会長】

主旨を賜りました。

【委員】

先ほど委員から御意見がありました、6ページの「障害児のある入所児童への対応について」というところにおいては、現状の障害児保育がどうなっているかが述べられております。そして、11ページにおきましては今後の役割としてどう担っていかなければならないかという項目でございますので、委員のおっしゃっているように「障害のある児童の入所への対応を今後どうしていくか」という見出しの方がよいように思います。

【宮本会長】

障害のある児童の入所への対応について、こちらの方が望ましいのではなかろうかという委員からの御意見でした。事務局からお願いいたします。

【事務局】

委員の御指摘を受けて、同様に訂正をお考え願いたいのが、7ページの「虐待を受けた子どもや気になる子どもの入所児童への対応について」とありまして、この児童という言葉が削除させていただければと存じます。同様の趣旨で11ページの「4 虐待を受けた子どもや気になる子どもの入所児童への対応について」の「児童」についても同様に訂正させていただければと思います。

【宮本会長】

6ページの「3 障害のある入所児童への対応について」はこのままでよいということですね。他にいかがでしょうか。

【委員】

11ページの「障害のある入所児童への対応について」の中で、民間保育園、市営保育所以外にも子育てセンターが必要だと思います。民間保育園、市営保育所に限らず、虐待児童に対する子育てセンターが必要ということも入れてほしいと思います。線が引かれている部分ですが、「十分に対応は可能であると考えられるが、子育てセンターも必要である」としていただきたい。

【宮本会長】

子育て支援センターが必要であるのご提案ですが、この箇所については民間保育園の現状及び今後のあり方について述べられている箇所でもありますので、支援センターの必要等については、他の箇所においても繰り返し指摘されており、特にここで加えてしまうと却って複雑になってしまうのではと思うのですが、事務局はどうですか。

【事務局】

委員のおっしゃっておられるのはいわゆる療育事業についての御要望ではなかろうかと思いますが、療育する事業、あるいは療育する施設等が保育園と近接することによって生まれてくるメリットは大きいとは思いますが、それをこちらでやっていただくというのはつらいところがございます。これ以上は皆様の御議論にお任せいたします。

【宮本会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【委員】

市営保育所の民営化の受皿というところまで前回までの議論としてあったと思いますが、そういうところがここでは触れられてはいない。まあ、入る必要はないのかなとも思いますが。

この前に指定管理者制度のことも議論としてあり、また、民設民営まで一気に行ってしまおうと指定管理者はあり得ないわけですが、そういったところまでは踏み込まないとしていくのか、あるいは社会福祉法人が受け皿としてはいいのではなかろうかと申し上げたのですが、諸般の関係でそれだけには限ることができないというような市の方の話もあり、私どもも一定の理解はしてきたわけですが、その辺の議論は今の段階ではしないというふうに解釈してよろしいでしょうか。

【事務局】

委員がおっしゃるように前回の多くの議論一つにその話があったと覚えております。私どもが前回申し上げましたのは、例えば公募をする場合、予め社会福祉法人に限ることは現在京都市では行っておりません。ですから社会福祉法人しか駄目だという議論はいたしかねるということをご参考にしていただきと申し上げたというのが主旨です。

【委員】

今後、民営化をする場合、保護者または市民からすれば、どんなところが受け皿になるのですかという議論になると思いますし、議論をしないで済むということはないと思いますので、その場での議論をしていく必要があると思います。

【宮本会長】

前回、委員の方から、厳格に文言で縛るよりも、むしろ審議会の想いを伝えていくことが大切ではないかという御提案もいただいたと思います。つまり、現在の保育の質の継続を保障する装置をちりばめ、それを有効に機能させたいというこの審議会の想いを十二分に表現していくことの方が大事ではないのかという意見も頂戴しています。絞り込みことにより、様々な運営上の弊害が生じてくる。具体的には申しませんが、この具体例についても委員の方から数々指摘をいただいたと思います。

【委員】

受け皿問題は前回も出たので、個人的にはこうあってほしいと発言もしましたし、思いもあります。ただ今回の審議会は市営保育所のあり方を議論してきたはずであり、私は保育の現場の人間ではないが、この議論のために市営保育所に行かしてもらいましたし、学びもさせていただきましたが、受け皿問題でどの民間保育園がいいのか、私は民間の保育園を見ていないので、申し訳ないですが議論にも参加できません。

ただ、私も社会福祉法人の人間なので社会福祉法人の民間保育園がしっかり受け皿になるように努力はしていただきたいとの思いはありますが、再度申し上げますが民間保育園を全て知っている訳ではないので、受け皿として当審議会からわざわざ踏み込んで私の意見は出せないなと思います。

【事務局】

今の御意見につきましては、14ページの脚注の2で民間保育園の移管という言葉につきまして、最終意見案の定義をさせていただいております。

この定義は18ページの3につきましても適用がございますので、基本的には仮に市営保育所の民間移管を検討する場合でも、移管先につきましては現在京都市内で保育園を運営されている法人等に一応限定された最終意見案になっておりますので、御了承いただけたらと思います。

【宮本会長】

今の委員の指摘についてはよろしいでしょうか。多くの委員の方も了承して下さっておられます。

【委員】

この文書の中で十分に考慮していくとか、検討するとか、積極的に取り組んでいくとかという、未確定な部分があるので、それを決定付けるような表現になっていかないかと思えます。

【宮本会長】

これは全体を通してとのことでしょうか。御意見賜りました。

【委員】

付け加えに関して、少し前回以降の動きにも関わることですが、訂正、修正意見を言わせていただきたいと思えます。

前回の分科会の後、保護者会からまた新たな要望書が提示されたと聞きました。もちろん時期的にみると日付はその審議会の日付だったと思えますが、事務局か会長かで判断されたのではと思っており、それことをどうこういうつもりはありません。

しかし、本日も傍聴に来られていると思えますが、当事者である保護者会の皆さんにとって、大きな不安を抱えたままの審議のまとめになっているのではないのかなと思えます。前回は述べさせていただきましたが、当分科会の手を離れたとしても、今度は京都市当局の計画立案、その具体化の段階では何度も市民の声を聞いていただく機会をあると思えます。事務局としてもこれからは当局として対応されるのですが、できる限り最大限の努力を図って、現在の直接の当事者である保護者をはじめ、子供の幸せを願う市民の声を傾聴されるようにお願いします。

そこでさらに、私のところに12月12日付けで保護者会連絡会の要望書をいただきました。それに対する意見を述べさせていただきたいと思えます。要望されている項目は簡単に言えば3点でありまして、1点目は個別の園について移管を論議することについて、保護者等を意見をできる限り尊重するに留まらず、該当保育所の保護者会も協議の場に参加することにより意見を述べる機会を求めること、2点目は現下の雇用事情並びに待機児童が存在しているなかでの、乳児単独保育所の役割が重要という観点を加えていただきたいこと、3番目に9月の保護者会アンケートの結果等をホームページに全て載せていただきたいこととなっています。

このため、私の立場での意見として、具体的に一点申し上げたいのですが、17ページの前頁から続く「1市営保育所の今後の配置のあり方について」の最後に、行を変えたうえで、この場合という書き出しがいいと思うのですが、「待機児が急増している昨今、就園前の子供を受け入れる単独乳児保育所のニーズと役割はさらに高まっていることや乳児単独保育所における一時保育事業は待機児を抱えてパートや非正規雇用等で働く保護者に高く評価されていることにも配慮する必要がある。」というふうに付記していただけたらよいと思えます。

もう1点は18ページの最後のところで「保護者等に対して説明会を開催する等」とありますが、「開催するとともに」として要望の1番の項目、「必要と認められる場合は該当保育所の保護者会の主体的な協議の場に参加して意見を述べるようにすること等、民間保育園に移管することに向けた最大限の努力を行うべきである。」というふうにさせていただければ、先ほど委員のおっしゃったはっきりしない文言が少しは明確になって、分かりやすいのではないかと思います。

3点目ですが、審議会で申し上げることではない気もしますが、私個人の感想としましては保護者会のアンケートをまとめられた事務局からの報告は確かにいただきました。抄録のなかにも載っておりますが、印象としてかなり簡潔にまとめられた感じがし、中身を十分に反映したものになっているのかなという疑問は感じないでもないです。

したがって、抄録は完結しておるのですが、ホームページの中に当然これまでの経過も発表されるのでありましようから、その場合は保護者会の意向がより反映できたらと思います。文言の修正をしていただけたらと思います。

【宮本会長】

もう一度確認させていただきたいのですが、17ページのどの箇所をどのようにという御提案だったのでしょうか。もう一度お願いできますでしょうか。

【委員】

17ページの長い一番の最後に行を変えたうえで、「この場合、待機児が急増している昨今、就園前の子供を受け入れる単独乳児保育所のニーズと役割はさらに高まっていることや乳児単独保育所における一時保育事業は待機児を抱えてパートや非正規雇用等で働く保護者に高く評価されていることにも配慮する必要がある。」というふうにしていただけたらと思います。

【宮本会長】

今の提案について委員の御意見はありますか。事務局はどうでしょうか

【事務局】

まず17ページの部分につきましては、前ページから市営の配置のあり方を申し上げ、最後に、「以上を踏まえたうえで、バランスをとりながらも単独乳児保育所、あるいは児童の受入れなどに関する影響の相対的な少なさなどを考慮し、民間への移管を検討すべき」と申し上げた訳であります。

そのうえで、一時保育を評価すべきであるということですが、全ての単独乳児、幼児で一時保育がされているわけではないこともあり、あえてそのくだりを入れることで全体が少し異なったものになるのではないかと存じます。

それから、2点目の18ページのところに保護者会からいただいた意見を拝見しておりますが、少し意味が分からないところがあるのですが、仮に民間への移管を必要と認めた場合、保護者が意見を述べることができるということをこの段階でそこまで書くということについて、必要なことだとは思いますが、ただ具体的な意見を述べる場をとまで書いていただくことは、この場にふさわしいかどうかはお考えいただきたい。

3点目ですが、一つは皆さんお持ちになって御存じと思いますが、アンケート結果の厚さは2、3cmあまりあったと思います。かなりコピーをいたしましたけれども、なかなか読めなかったこともございました。また一部表現上、私どもは個人情報について配慮させていただいておりますが、特定の保育園名が書かれている箇所もありました。

現在、保育課ないしは各保育所に備付けをして、ホームページ上でもその旨を案内させていただいておりますが、その上でこれをホームページ上でいつでもどこでも誰でも見ることができるような状態にするには少々分量が多い、また読みづらいこともございましてお断りしています。

保育課ないし、保育所で閲覧ができますといったうえでのことですので、そちらで閲覧をしていただくということです。

【委員】

18ページの民間保育園の移管の際の保護者意見の聴取の場のことについて、答申には具体的に書く必要はないと思います。移管される場合、保護者の意見に十分耳を傾けながら、行政の責任において粛々と対応してもらうことですので、行政を信頼して移管していただいたらと思いますので、具体的に書く必要はないのかと思います。

【委員】

委員がおっしゃった保護者アンケートの結果をホームページ、ないし審議会の摘録に載せることについては絶対に反対です。民間保育園に対し、きつい表現が随所に出ており、これをそのまま載せられるのはほとんどもない話であり、民間保育園を挙げて反対します。

それならば、我々民間保育園の意見も聞いてくださいと言わざるをえない訳であり、反対です。

【委員】

先ほどの保護者会からの要望を盛り込む中で2番目の待機児童云々とありますが、これは全て保育ニーズに応じていくことに配慮するということで、全て文言に含まれることと思います。

例えば一時保育事業であっても乳児保育のニーズが高まっているということはこの保育ニーズに応じていくとした中で全て解決すると思います。1番目の必要と認められる場合も11ページのまとめの中で、保護者等に説明するという文言が入っていますので、一文

に関してはこの文書の中でクリアしていると思います。

【委員】

そのような御意見が出ると予測していますが、あえて前回からこのテーマを論じたのは保護者連絡会の皆さんからこのままで終わることに不安を感じていますという思いが感じられたからです。

この場で本日終わらざるを得ないとは思いますが、委員がおっしゃったように、もう少し具体的な説明会を十分に開催し、保護者会の意見を聴取するということを含めて、対応してほしいとの要望書ではなかったのかなと思います。

それから、保護者会アンケートのことについて、委員の言われたとおり、そのままホームページに載せられるわけではないので、そんなことを申し上げたつもりはないのですけれども、この22ページの参考においても、これまでどのような論議がされてきたのかや、アンケートの実施のことも書いてあるので、アンケート結果がどのような内容か事務局でまとめていただいたものは載せられるだろうと思います。

抄録についても、委員が好むと好まざるに関わらず市民が見ることができる形になっているので、例えば保護者会の皆さんがアンケートの結果が正しく反映されていないとおっしゃるのであれば、別途機会を設けていただいて、文面を提案いただくことも含めて、直した内容でもう少し保護者会の皆さんがこれなら私達の意見が反映されているという内容にしてもらう方がフェアではないかなと思います。

委員がおっしゃる根拠のない民間保育園の実態、個別の保育園を批判するようなアンケートの個人の意見まで載せるよういったつもりはありません。誤解のないように申し上げます。

【宮本会長】

思いますに委員の御意見はもっともだと思いますが、審議会の枠組みを超えたところで、例えば京都市がこの提言を受けまして、今後、子供たちへの影響あるいは保護者の皆さんの思いに十分留意され、時間を確保され、説明責任を果たしていかれる、その時点でこの課題であると私は理解をしています。

いずれにしても今回が最終の審議会であるわけですが、私たちの役割は市営保育所の今後のあり方につきまして、ある一定の基本的なあり方、あらましを提言させていただくことです。これで全てが決まるということでは決してないと前回においても発言させていただいております。いわば導入部分、序章であります。

私たちの役割は限定的なものであるということが私の考え方であります。現在の保育の水準の継続を支えるための議論、下支えするための装置をいかに考案していくかが我々に与えられた課題ではないのかなと思っています。以上、私の考えを述べさせていただきました。

【委員】

私もその意見に同感ですので、それで結構だと思います。

【宮本会長】

他に全体を通しての御意見等、もしございましたらお願いいたします。

なければ、これまで修正していただいた文言を事務局にそれぞれに読みあげていただきたいと思います。

【委員】

単独乳児、幼児保育所については、あえて例を出して、「受け入れ対象年齢の拡大や定員枠の増大を図り」という文言がありますが、保育ニーズに応じていく必要があるというのは広い意味で漠然とした表現ですので、ここに「保育ニーズに応じていく」の前に「利用者の保育ニーズに応じていく」とされてはどうでしょうか。

【宮本会長】

利用者の意見を踏まえた保育ニーズに応じていくという御提案ですね。

この点についてはよろしいでしょうか。委員の皆さん、事務局の方から何かありましたら。

【事務局】

只今の御指摘ですが、この場合どこに入れるのかを工夫をさせていただく必要があり、すぐ答えはできないのですが、入れた方がよいとは考えています。

【宮本会長】

このあたり、この文言を忠実に用いながら、どの位置に使っていくのかということについては検討をさせていただくということでもよろしいでしょうか。では事務局の方から修正箇所の御説明をお願いいたします。

【事務局】

まず、7ページでございます。一番上の「4虐待を受けた子どもや気になる子どもの入所児童への対応について」の「児童」を削除し、次に11ページの「障害のある入所児童への対応について」を「障害のある児童の入所への対応について」に変更し、その下の「4虐待を受けた子どもや気になる子どもの入所児童への対応について」の「児童」を削除します。

飛びまして15ページ上から2行目「積極的に活用することも重要である」の「も」を

「が」に変更いたします。16ページ4段落目4行目「福祉事務所の子ども支援センターのバックアップや体制の充実などに」の「や」を「及び」に変更いたします。

最後にたった今御議論になっておりました。17ページの2段落目の最後の3行目の修正につきましては、会長と事務局での協議とさせていただけたらと存じます。

【宮本会長】

委員の皆さんいかがでしょうか。了承をいただいたということで、理解させていただきました。これ以外はよろしいでしょうか。

【委員】

19ページに「V終わりに」というのがありまして、何も書かれておりませんが、ここにはどういう趣旨のものを書くつもりでしょうか。

【宮本会長】

これからお話させていただこうと思っていたところです。

2点ありまして、1点はもし誤字脱字等、一部文言修正が出てくるのかもしれませんが、私の方で修正、加筆をさせていただこうと思っております。

もう1点は、私自身会長という大役を仰せつかったということで、この「終わりに」については私の方で執筆をさせていただければと思っております。

まず、この2点について委員の皆さんから御意見があればお願いしたいのですが。私への一任ということでよろしいでしょうか。

【委員】

会長にお任せするのは異存ないのですが、その中身でできたらというか、それぞれの委員の思いもありますので、少し時間をつくっていただけたらと思います。

【宮本会長】

分かりました。このことは本日の最終のテーマとも関連してきます。14回にわたっての審議を通じて委員の皆さんが思われた御感想とでもいったよいのでしょうか。こういう思いを持って14回の審議に臨んだということ等を含め、順番に御意見を賜るということはどうでしょうか。それを踏まえて、もし了承をいただけるのでしたら、私の方で「終わりに」の文書を綴らせていただこうと思います。

【委員】

私はこの審議会に民間保育園を代表して参加させていただきますので、どうしても市営保育所と民間保育園を並べて考えてみると、どうしてこんなに格差があるのかなという思

いがして、これは民間保育園の園長が共通して持っている認識でありましたので、その点は正して来いと言われこの場に出てきておりました。皆様方にはいつまで言っているのかと思われるほど公私間格差の問題を言ったわけではありますが、色々御意見を聞いていただきまして全て自分の思いが入るわけにはいきませんが、ほとんど汲んでいただきました。

しかし、本来、市営保育所と民間保育園とは同じ保育を担っている訳でありますから、一緒に力を合わせて、京都の保育を高めていかなければならない、一つのステップにもしていきたいと思ってまいりました。

【委員】

民間園の多くは頑張っている保育をされていると思いますが、保育内容について、保護者から直接どうなのかといった声を聞くことが度々あります。

一方、保護者会アンケートなどでは市営保育所の保護者の多くが市営の保育内容に対して満足度が高いですし、市営保育所を見学させていただいた時に本当に素晴らしいと私も感じました。介護の現場では、他府県の公営施設を見ると疑問を思うような点が率直に言っていますが、この分科会を通じ、京都市の市営保育所は同じ公営でも違うなあという感想を持つことができました。

もちろん、だから西京区に市営保育所を作ってくださいというつもりで言っているのではなく、市営保育所が担っているような子育て支援を市営保育所のないところの住民も受けることができるようになればいいなと思います。

その一部を民間にお願いすることになるかと思いますが、民間のどこにお任せしてよいか、そのために利用される家族の不安とか思いをちゃんと聞いていただけるのか、そうしたことは行政として委員会や審議会でもチェックされていくとは思いますが、民間においても、社会福祉法人が率先して是非頑張ってもらいたいとすごく思っています。

今、総労働者人口の2%くらいが介護労働に勤めていただいています。それが2025年には4%くらいになると言われています。数では倍くらいになる。そうすると25人に1人の労働者が介護に関わっている時代が来ます。介護施設の職員さんが妊娠し、産休に入るときに、私はおめでとうと言ってあげるのですが、待機児童がありますと、ちゃんと職場に帰ってきてくれるのか、すごく不安になります。待機児童問題を京都市と保育に関わる皆さんで真剣に考えていただいて、事業者とも連携をしていただきたい。子供を持ったお母さんを深夜の業務に従事させたいわけではないですが、介護事業者との連携もやっていけるような関わりをしていただきたいです。

何より、民間、市営も積極的に情報開示されて、選択される保育園にどちらもなっていていただきたいと強く思いました。

【委員】

長い期間、皆さんお疲れさまでした。市民公募委員の立場として、素人の意見をまとめ

いただいた会長には感謝いたします。お付き合いしていただき、皆さんありがとうございます。

この資料に関しては信頼しておりますが、表紙がいつも何月ということところが空欄で抜けていまして、いつできたのだろう、やる前からできていたのではないかと思うことがありました。

市営、民間保育所とも、子供たちが生活しやすく、きれいで行き届いた、子供たちが大らかに育つことのできる保育所を目指して行ってほしいと思います。

【委員】

今回、専門分科会に参加した意見として3点ございます。

1点目は、市営保育所の今後のあり方について、このような形で整理することができた訳であります。これをきっかけに、市営保育所の存在価値といいますか、行政自らが公、民間の比較をすれば、コストがかかる市営保育所をなお存続させる意味、私はそれを公共性だということで、そこに絞って議論をさせていただきました。そのような公共性が機能強化されればいいなと思います。

2点目はこれ以降のプロセスですが、この審議会の基本的なスタンスは民営化の結論を出すことありきではなくて、今後のあり方でどこを機能を強化させる必要があるのか。民間と同じことをやっていたのでは、存続させる、させないの観点からも今後は評価されないというのが一つの答えではないのでしょうか。それを踏まえてもなお、残す価値があるというのが、今の最終意見の取りまとめだと私は理解しております。

ですから、これからのプロセスも民営化ありきで進められるのではなくて、ここで示した今後の役割機能を市営保育所自らが高めることを重視して、できることから速やかに取り掛かってほしいと思います。特に所長会の皆様方には、市営保育所の存在価値を高めるような、3箇年、5箇年のアクションプランを作っていて、それぞれの各園でそれをどう進めていくのか、利用者の方々はもちろん市民の方に分かるようにしていただきたいと思います。

また、事務局の方々にはその推進の権限を認めて、それをバックアップする体制を取っていただきたいと思います。行政組織の中でも、利用者はもちろん多くの市民にとっても市営保育所の存在意義が高まる運営をお願いしたいと思います。

3点目は、前々回から地域子育て支援拠点事業との関係についても話をさせていただいておりますが、地域の福祉事務所や保健センターと市営保育所が同じ「公」としてネットワークを組むことで、今まで以上の効果を発揮していくことを期待しております。その中の市営保育所の位置付けに関しましては、私の思いとすれば、バックアップの具体的な内容は市営保育所が子ども支援センターのランチとして位置づけられ、子育て支援拠点事業に従事する保育士だけではなく、市営保育所の一部の保育士も保育をしながら支援センターの業務を併任するという形で支援センターの応援にかかっていたいただきたいと思いま

す。そして、地域の子供を支える仕組みを作ったり、あるいは地域の子供を地域が支えるまちづくりに当たっていただきたいと思います。

【委員】

私からは大変失礼ですが、お互いに審議を重ねてきましたが、まだまだ審議を尽くしたとは至っていないという印象を受けました。それはどういう点なのかと申しますと委員が再三指摘をされていた公民の壁、溝が園に存在していることがあります。

先ほどのアンケートではありませんが、誤解や思い込み、妬み等があるのかもしれませんが。利用者であれ、サービス提供者であれ、同じく子供の保育に関わるあるいは子供の発達成長を促進する立場にある者にとってこんなことがあるのは不幸だと思います。そして、子供の保育に関わる人々の中には当然実施責任者として、京都市当局、少なくとも保健福祉局が大切な構成要素として入っており、確かに本市の財政状況は大変厳しいと思いますが、だからといって次代を担う子供たちの発達にかかる費用は最優先で確保しないといけないと思います。それが、今の大人たちが子どもたちに残してあげなければならない最大のことだと思います。

大切なのは必要な基準をどこに置くのかということだと思いますし、私はこの基準の物差しとして、国連の児童に関する権利条約、条文に立ち返ることが大切だと提起をさせていただきました。市営は恵まれている、民営は経営が前提なのでとてもそこまではできない、だからどうのこうのといった袋小路に陥る論議に迷い込むのではなく、子供の幸せ、最善の利益、人権保障の観点から、本市の保育は公民区別なく、どの程度の水準でなければならぬのかとの論議をもっと全面的に展開してほしいと思います。

社会福祉審議会というのは、そのような一本筋の通った原則的な意見を市に提言していく役割があると思います。ただ、個別の審議の中では随所で各委員からもそのような趣旨の発言をいただきましたが、提言という文面になってしまうとそんな思いが薄れてしまっているという印象が否めないと思います。京都市当局をはじめ、この文書を見られる皆さんにはこの行間にあふれている、そのような委員各位の熱い思いを読み取っていただきたいと切にお願いするところであります。

最後に私の本当の感想ですが、この審議に関わったものの責任として、また、初めて言いますが私は社会福祉士会に所属しております。社会福祉士会の倫理綱領という文面があり、大変好きな文面なので紹介させていただくと、「全ての人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する。我々は平和を擁護し、人権と社会正義の原則に則り、サービス利用者本位の質の高い福祉サービスの開発と提供に努めることによって、社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現を目指す専門職である。」とあります。

ここにお集まりの委員も同じ思いだと思いますし、私の立場からすると今後も検討を深め、壁を取り除き、溝を埋める努力を続けていけたら幸せであると思います。

【委員】

今年度途中から参加させていただきまして、保育園の実態を何も分からず途中参加という状態で色々聞かせていただいたというのが現状でしたが、何が柱になっていかないといけないかを考えさせていただくと、措置制度であれ、契約制度であれ一番大事なことは利用者本位でなければならないものだと思います。

その利用者は児童であるという観点から委員もおっしゃいましたが、子供の権利をいかに守っていくのかという共通の物を作っていかなければならない。国なり、市の制度上の問題等にも色々課題が出てくるのではという観点で聞かせていただきましたし、私もそういう視点で意見を述べさせていただいたつもりです。

今後に向けても非常に大事なことだと思いますので、共通するものは何なのかと考えるところでは公、民保育園で色々比較等がされてきましたが、広い意味で利用者本位、それは介護であれ利用者が本位でなければいけないということをこの場で実感しましたし、今後はそういう形で議論をもっと重ねていかなければならないと私の重いとして受け止めたのが感想です。

【委員】

この分科会に出席させていただいて、私自身保育者として足元を見直す良い機会をいただけたと思います。また市営保育所の保育を知る良い機会でしたし、理解することにも繋がったと思います。公立保育所の保育感にも触れまして、私自身が思い描いている保育と相通ずるものがありまして、大変うれしく思いました。公民がお互いに理解不足であるところもあると思います。

私たちが日々保育をしている子供たちあるいはそれぞれの地域で生活している子供たちはみんな京都の子供たちです。その子供たちにとって私たちは最善を尽くしていかなければならないと思いますし、子供たちにとっても公私の差があるのはよくないと思います。

しかしながら、公民の差があるというのは事実です。今後、子供たちにとって大切なことは、民を公に近づけていく機会も持ちながらこの分科会に参加させていただきました。最後に私自身は京都市日本協会から参加させていただいておりますが、日本保育協会の中で京都市では114箇園の民間保育園が所属していますが、その114箇園の皆さんの意見をもち上げさせていただいたということには至っていませんので、その部分につきましては大変反省をしております。ありがとうございました。

【委員】

私は十数回出席させてもらいまして、色々と学ばせていただきました。3、4年前に民間保育園のプール制のあり方委員会がありまして、答申が出た結果、園長、職員の意識も改革されたと思います。利用者に一層目を向けながら、ニーズをしっかりと受け止め、積極的に子供の利益のために保育を進めるということで現在取り組んでいるのですが、この分

科会での議論による答申を受けて、公立の方々も私達と同じように意識改革をされるのではと考えております。その中で今後、民間、公立保育園が同じ子供を保育するに当たって、両方の垣根が低くなっていくのではと期待しています。

【宮本会長】

本日、御欠席されています委員方からの御意見がございましたら事務局の方からお願いします。

【事務局】

失礼します。本日御欠席されていますそれぞれの委員から、今回が最終回になるということでコメントをいただいておりますので、そのまま読み上げをさせていただきます。

まずは一人目の委員でございます。

「当職は、23年度第4回分科会以降、新たな委員として委嘱を受けて参りましたが、就任当初にも申し上げましたように、保育施設のあるべき姿や、その現場実態等についての知識・知見は皆無に等しく、当分科会においては、一委員として慎重を期した態度で臨む必要があると受け止めつつ、各委員の皆さんの議論を見守って参りました。

しかしながら、事情により今日までの出席は2回に留まり、かつ直接的な発言もないまま最終意見の取りまとめに至り、一委員としての役割を果たすことが出来なかった事について、関係者の皆様には深くお詫び申し上げます。

民間の保育所に比して高コストとなっている市営保育所の運営実態については、貴重な財源である市の財政効率化を図る観点からも、引き続き検証していく必要があると考えていますが、将来を担う子供たちの健全な育成を図る思想は、官・民間問わず、一致共通するものであると受け止めるところであり、当分科会における審議結果が子供たちの犠牲を生み出すことに繋がってはならないと考えます。

また、保育士をはじめとする職員の処遇格差については、公・民職員の水準を単純比較した議論ではなく、市営、民間それぞれの実務レベルにおける細かな比較検証が必要であると考えると同時に、市営職員の処遇については保育現場だけでなく、公務員全体としての給与水準のあり方が先行審議されるべきと考えます。

今回の分科会が民営化ありきでなく、また、市営の存続ありきでもなく慎重な議論を重ねる中で「最終まとめ」に至ったことは、評価に値するものと思います。

園児たちの健全な育成を第一義とし、今後、さらに効率的な財政運営と最適な施設運営がなされるよう、引き続き要所における検証がなされることを期待します。」

次の委員でございます。

「これまで委員会への出席がままならず、委員の皆様には御迷惑をおかけしました。市

営保育所について、高いコストがかかっていることに関しては、まず市営の存在意義をはっきりさせるべきと申し上げました。

一方で、市営保育所の民間保育園への移管に当たっては、市営保育所が引き受けてきた役割を民間が引き受けられるようなシステムが必要です。また、福祉事務所や保健センター等の公的機関が存在する中で、市営民間問わず、子育て支援において保育所が果たす守備範囲は、明確化する必要があります。

今回まとまろうとしている意見書については、こうした観点が盛り込まれたところであり、意義あるものと考えております。今後、京都市におかれては、市営保育所の配置のあり方の実現のため、更なる具体的な検討と市民への説明を尽くされるとともに、民間と市営とが意見交換しながら、京都の保育の水準が全体として高まるよう、お願いしたいと考えています。」

次の委員でございます。

「わたくしごとの事情とはいえ、分科会への出席・御論議への参加が十分にならず、委員の皆様には大変申し訳ございませんでした。

この分科会の席上で従前申し上げておりましたとおり、市営保育所の保育につきまして、私自身も地域住民という立場から少なからず関わったこともございます。そのことから申しますと、市営保育所の今後の役割・あり方がこうした場でこれまでになく広く語られましたことは、大変感慨深いものがあります。

この度まとまろうとしております意見書には、公・民の役割が明確になった反面、保護者から見て不安を感じられる点もあります。行政におかれては、こうした点をぜひ今後の市の方針策定の中で少しでも解消していただくよう努めていただきつつ、あわせて、今後、市営保育所と民間保育園が共に手を取り合って京都市の子育て支援を進めていただくようお願いしたいと念じております。

以上でございます

【宮本会長】

1年4箇月、14回もの長きにわたりまして、委員の皆さんから大変御熱心な意見をいただきました。異なる意見、違った意見も確かにありました。しかし、全てが適切な保育の水準を担保するための議論であったと思います。現在の保育の質の継続をしっかり支えていくための議論であったと思います。

この観点からの御意見ということでは、私たちは完全に一致していたように思います。この観点から集約された、これが最終意見であることを改めて確認し、委員の皆さんと共有していきたいと思っております。

最後になりましたが、京都市がこの提言を受けられまして、市民に分かりやすい、誰も

が納得できる仕組み作りを検討されることを、そして何よりも入所している子供たちへの影響及び保護者の皆さん方の思いに十二分に留意し、十分時間をかけられ、しっかり説明及び対応されますことを期待しております。このことを期待しつつ、本分科会の審議を括らせていただきたいと思います。

【事務局】

長時間にわたり熱心な御議論をしていただきありがとうございます。会長の方で最終の修正、加筆等をいただき、最終意見につきましては、出来次第、委員の皆さんに送付させていただくとともに、また本市の方へ提出いただきたいと思います。

それでは終了にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

【事務局】

1年4箇月、14回もの長きにわたりまして、本当にありがとうございました。この検討員会で御議論いただくきっかけになりました、醍醐和光寮の時は5回、第2児童福祉センターの時は7回ということでした。当初は昨年度末までとお願いをしまして、この間宮本会長には途中から会長を引き受けていただきまして、また委員の方についても交代されたことや、いつもお忙しい中で、幅広い形で議論いただきまして、ありがとうございます。

第1回目の時に事務局はなるべく意見を言わず、客観的な説明だけをさせていただいて市民の方が納得していただけるような御意見をいただきたいと思いますわけですが、私からしますと少し意見が広がりすぎたなという気はしますが、そういった部分も含め、意見書の部分だけではなくて、この間いただきました意見につきまして、特に会長からいただきました市民の誰もが納得できる、そして何よりも子供たちへの影響、保護者の不安の解消につきましては、今後、京都市の意見をまとめ、当然市民の方の意見を聞く手順を踏むということになると思いますが、明日を担う子供たちの最善の利益、健全な育ちこれを第一の主眼として取り組んでいきたいと思っております。

会長におかれましては、最終意見の調整もお世話になりますが、本当に長い間ありがとうございました。ここでいただきました御意見は真摯に受け止めまして、京都市としても厳しい財政状況ですが、できるだけ意見を反映させるような施策展開を頑張っていきたいという決意表明も含めまして、お礼の言葉とさせていただきたいと思います。長い間ありがとうございました。

—閉会—